

議会議案第16号

医師が処方する薬に使用期限を明記することを求める意見
書の提出について

医師が処方する薬に使用期限を明記することを求めることに関し、次
のとおり意見書を提出する。

平成27年12月18日提出

提出者 鎌倉市議会観光厚生常任委員長

三宅真里

医師が処方する薬に使用期限を明記することを求める意見書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第50条第14号）によれば、医薬品の使用期限については、厚生労働大臣の指定する比較的短期間で変質する医薬品については、その使用期限を直接容器などに表示することが義務づけられているが、製造または輸入後適切な保存条件のもとで3年を超えて性状及び品質が安定な医薬品については、使用期限記載の対象外とされている。

一方、市販薬として購入可能な薬には使用期限の表示があり、確認の上使用することができるが、医師が処方し、調剤薬局等を通じて入手する薬には、使用期限が明記されていないことから、患者は使用期限が分からないまま薬を服用していることになる。

さらに、調剤薬局等が取り扱う医薬品については、薬剤師による安全管理のもと保管されてはいるものの、在庫管理については個単位まで厳密に行うことが困難な状況であり、万一の間違いが副反応の発症や命に及ぶ大事に至ることも想定外とは言えない。

よって、国におかれては、受動的立場にある患者が主体的に薬と向き合い、安心した服用・自己管理を行うためにも、薬の種別、入手方法を問わず、統一したルールに基づき薬の使用期限を明記することを、法改正を含め求めるものである。

なお、その際、小錠剤については、シート単位での表記を行うなどの配慮を求めるとともに、処方薬の残余分については、返却・廃棄処分とすることを徹底すべきであることを申し添える。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

鎌倉市議会